

○農林水産省告示第七百四十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十四の規定に基づき、平成十七年三月十日農林水産省告示第四百五十一号（オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

農林水産大臣 石破 茂

一を次のように改める。

一 植物及び地域

さくらんぼの生果実であつて、次のいずれかに該当するものであること。

（一）オーストラリアのタスマニアのうち、オーストラリア植物防疫機関がコドリンガに対する濃密な防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

（二）オーストラリアのタスマニアのうち、オーストラリア植物防疫機関がコドリンガについて二のトラップ調査（トラップを用いた有害動物の有無に関する調査をいう。以下同じ。）及び生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われる区域として指定した生産地（以下「指定生産地」という。）で生産されたものであること。

五を削る。

四に次のように加え、四を五とする。

（四）一の（二）の場合にあつては、二の調査の結果（四の（二）のイに定める要件に該当するものに限る。）の確認をもつて消毒に代えることができる。

三の（一）中、「オーストラリア連邦植物防疫機関」を、「オーストラリア植物防疫機関」に改め、同（二）のイを次のように改め、三を四とする。

イ 五の消毒が行われたものであること又は二の（一）のトラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり七頭を超えていない指定生産地で生産されたものであること及び二の（二）の生果実調査の結果コドリンガの寄生がない指定生産地で生産されたものであること。

二を三とする。

一の次に次のように加える。

二 指定生産地における調査

（一）一の（二）の場合にあつては、次の方法によりトラップ調査が行われていること。

ア 調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産地においてヘクタール数（小数点以下切捨て）に一を加えた数のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。

（二）一の（二）の場合にあつては、次の方法により生果実調査が行われていること。

ア 調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。

イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行うこと。

ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実を対象に行うこと。

六を次のように改める。

六 植物防疫官による確認

四の（一）の検査及び五の消毒又は二の調査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

七中「三の（一）の検査及び四の消毒」を、「四の（一）の検査及び五の消毒又は二の調査の結果（四の（二）のイに定める要件に該当するものに限る。）の確認」に改め、七を九とする。

六の次に次のように加える。

七 こん包施設

こん包施設は、オーストラリア植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。

八 封印

各こん包又は束ねたこん包には、オーストラリア植物防疫機関による封印がなされていること。